

○質契約の終了行為を行う場所の承認

(第 28 条第 5 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第 28 条第 5 項
処分の概要	質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項(営業内容の変更)、第 9 条(許可証の返納)、第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項(質置主の保護) 質屋営業法施行規則第 1 条(申請及び届出の一般的手続)、第 6 条(廃業の届出)、第 10 条(死亡の届出)、第 14 条の 2(許可証の返納)
審査基準	質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不相当でないと認められる場所であるときに承認する。
標準処理期間	25 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長